

シモン・ド・モンフォール研究の現在 —アンジュー帝国の視点から

朝 治 啓 三

はじめに

16世紀以降1984年のマディコットの論文に至るまでの、シモン・ド・モンフォールに関する研究史は、前稿において述べておいたので¹⁾、本稿ではそれ以後の研究史を紹介し、現時点で解明課題として議論されている論点を示し、それに対する筆者の見解を述べることにする。

最近、クリストファー・ティリがシモン・ド・モンフォールと諸侯によるイングランド国制改革運動に関する簡単な研究史をたどる論文を公にした²⁾。それによれば、1945年までの研究史が次のように略説されている。17世紀王政復古期の反革命的歴史像が支配したのち、1789年のフランス革命以後、マッキントッシュやマコーレー等のウィッグ史観によるシモン研究が流行し、社会発展の結果としての政治革命的な意義が称揚された。19世紀にはウィッグ史観によるシモン像が流行し、スタッブズによって代表制統治理念に基づく国制史研究が確立された。1930年代にトレハンが「バロン全体が結束して国民を欠陥から救った」との利他主義説を唱え、これが長く教科書の見解となった。しかし同時期にパウイクやデナルム＝ヤングはトレハン説を国制史偏重と批判し、1258～65年の国制改革運動は社会的発展の必然的結果としてではなく、政治、経済、社会、思想など様々な一過性の事件や動向によって左右される歴史的事件の一つ、あるいはその集積として理解すべきである、との保守的見解を示した。その後1940～80年代には、歴史家の関心は憲政史的アプローチからは離れ、1970年代以降の克蘭チー、マディコット、カーペンターらの研究はこの傾向の中にあるとティリはみなしている。

シモン・ド・モンフォール個人の歴史的意義の評価について、ティリは、ト
レハン等が13世紀イングランドにおける騎士層の経済的興隆を土台とする彼ら
の政治的発言権要求に、諸侯として好意的回答を与えた利他主義者としてシモ
ンを英雄視したことを指摘したうえで、この説に対するポスタンやカーペンタ
ー、コス等の批判によって、現在ではこの説は支持されていないことを確認し
ている。1994年にマディコットがシモンの利己主義的傾向を指摘して以後、そ
の解釈を前提とする若手研究者の論文が発表されるようになった。カーペンタ
ーが主導する、ヘンリ3世治時代のFine Rollsをデジタル史料として公開する
研究計画の成果によって、史料へのアクセスが世界のどこからでも容易に行え
るようになり、従来の研究では参照が難しかった史資料に基づく細かいデータ
が、新しい成果を生み出すようになった。ティリの学説史はこの点を指摘する
ところで終わっており、現時点での研究課題を論じるまでには至っていない。

次節では前稿で紹介した1984年のマディコットのシモン研究以後に公表され
た研究業績を中心に、論じられてきた解明課題を明らかにし、今後論じられる
べき論点を指摘する。

1. マディコットとカーペンター

マディコットとカーペンターはともにオクスフォード大学で学位を取得し
た。年長のマディコットは『トマス・オヴ・ランカスタ』で14世紀の国制史研
究に革新をもたらした。最近も『イングランド・パラメントの起源』を著し
ているように、中世イングランド国制史に本領を発揮している。他方カーペ
ンターは、13世紀の騎士層の社会的勃興が実在したのか否かという関心からポ
スタン説を批判する学位論文を発表した。その後、政治史へと関心を移し、ヘ
ンリ3世時代の国制史上の重要事件について数多くの論文や著書を刊行し、マ
グナ・カルタの歴史的意義をも大著で論じた。密接な学問的交流のもとに両者
には共著論文もあり、シモン・ド・モンフォール像については共通するところも
多い。

§ マディコット説

マディコットは1994年に伝記『シモン・ド・モンフォール』を刊行した³⁾。1884年にパリで刊行されたベモンのシモン伝以来の本格的伝記である⁴⁾。これによりシモンの生い立ちから、イングランド王ヘンリ3世の宮廷での廷臣としての奉仕、ヘンリの妹との結婚、十字軍参加、バロンの国制改革運動への参加、イヴシャムの戦いでの戦死、その後の民衆による聖人視に至るまで、原史料に基づいて事実同定に厳密な伝記が作成された。それだけでなく、シモンの歴史的意義についてのマディコット自身の見解も示されており、今後のシモン伝はこの研究なしには語り得ない重要な成果である。最近マディコット自身によるこの伝記の要旨が公表されたので、ここではそれに依りつつ、マディコット説の特徴を列挙しておく。

先にも述べたように、マディコットは1984年の論文では、国王のサヴォワ伯家、リュジニャン家一族とその寵臣への恩顧配分策に対する、イングランド諸侯の不満が、1258年の改革運動の契機になったことを指摘していた。そこではシモンの個人的役割を強調してはいない。これに対して、1994年刊行の伝記では、「妻イリナの寡婦産獲得のために奔走する様子から、私利私欲の追求者」としてのレスタ伯シモン・ド・モンフォール像を描き出した。国制史上の意義は個々の事件ごとに検証されているが、シモンの政治的厳格主義、宗教的敬虔、軍事的勇猛が、結局は支持者を失い、孤立し、戦死せざるを得なかったとして、シモンの国制改革の歴史的必然性には否定的な結論に至っている⁵⁾。刊行後、多くの研究者はマディコットの著作に信を置き、事実関係のみならず、シモンの活動の歴史的意義や国制改革運動の位置づけまでも、マディコット説を前提として立論する例が見られるようになった⁶⁾。

上記のように最近マディコット自身が自著を要約した講演の原稿を刊行し、その中で重要な論点を列挙しているのので、本稿ではそれに基づいて彼の説のうち、特徴的な主張を紹介し、今後の議論の論題を提起しておく。その論文の中で彼は、「シモンとはいかなる人物かという問いへの回答は、『フランスのマイナーな貴族家系の出身で、13世紀イングランドで指導的諸侯の一人となり、へ

ンリ3世の義弟でもある。敬虔なキリスト教徒、十字軍士、学者でもある司教の親近者、大土地保有貴族で政治家。英雄で聖人視されると同時に、専制君主的でトラブルメーカーとも見られる。1258年に始まる国制改革運動で主導権を握り、革命的方法で統治した。その理由で1265年イヴシャムで戦死した』ということになる」、と論文冒頭で述べている。更に読者の注意を喚起して、「一般に膾炙したシモン像と異なる点は、『パーラメントの創始者』という点である」と述べ、議会史上のシモンの意義には否定的見解を示した。

第1の特徴は彼の「シモンはアウトサイダーである」⁷⁾という指摘である。これは、スタップズ段階の国制史研究者から見れば違和感があるだろうが、パウイクがシモンを dark forse と呼んだことを想起すれば⁸⁾、マディコットがイングランド国制史において、シモンには発言資格がないと見ていることを示していると言えよう⁹⁾。アウトサイダーというのは、シモンがイングランド人ではないという意味なのか。国制改革運動に主体的に参加していないという意味なのか。たしかに1258年開始の国制改革運動においてイル・ド・フランス出身のシモンは度々フランスへと渡っており、1260年末までは改革運動の中で主体的に役割を演じたという記述は、トレハンの書においてさえ見られない。主導権を発揮するのは、ウェールズ辺境諸侯に期待されて1263年春に帰英して以後の2年余りの間だけである。他のイングランド諸侯との折り合いもスムーズではなかった。マディコットはしばしば、イングランド国民的利害とか、イングランド国民感情とかの言葉を無限定に使用するが、13世紀に国民に相当する権力主体が存在したのか疑問なので、要注意である¹⁰⁾。

第2の特徴は国制改革運動を「革命」と見なす点である。「1258年、リュジニャン家に対する不満、地方統治、財政破綻、シシリー問題がバロンたちを結束させた結果、統治権が国王の手からカウンスルへと奪われた。(このことが)1259年二つの條款への国王とカウンスル員の宣誓によって確認されたことは革命のようなものを意味する」、「特に役人の任免権剥奪は、疑似的共和政である。」¹¹⁾ (下線部引用者。以下同様) この指摘は、この論文において初めて用いられたもので、先の著書には見られない。国制改革運動を「革命」と呼ぶのは、

次に述べるカーペンターとその指導下にある研究者たちの好むところであるが、マディコットも今回の論文でその流れに沿うことになった¹²⁾。この論点については次節で改めて検討することになろう。

第3の特徴は地方在住ジェントリを国制上に位置づけようとする点である。「地方人民へのより良き統治、政府と臣民間の公正取引を志向する、精神的十字軍、この観念は司教によって国制改革運動へと与えられた。より広い戦線で正義を配布する。」¹³⁾ 一見すると地方統治、精神的十字軍、司教の司牧、これら3種のテーマは異なる分野のものに見えるが、マディコットはそれらが共通する観念のもとに行われた行動とみなして、その観念を事例を挙げて考察する。1258年のオクスフォード條款の第1条は、地方社会の住民たちの司法、行政上の不満についての地方住民による調査を、国王顧問会議カウンシルが派遣する最高司法官らの調査者が巡回して報告を受け、中央に集約して、改革案を作成するという内容を持つが、その不満の是正は、その後国王が派遣する巡回裁判官によって担われることになっていた。この時点まではジェントリは諸侯に救われる側として位置付けられていた。しかし1264年シモンの軍がリュイスの戦いで国王軍を破って成立した新しい国制のもとで、6月のパーラメントに初めて州代表の騎士が召集された。騎士の国政に関する議論への参加の有無は史料不足で確認できないが、従来の国制では国王統治に動員されるだけであった騎士が、州の代表としてパーラメントに参加することは、彼らも統治に携わることになるという意味で、国政上の新政策である。1984年の論文でマディコットが強調していたのはこの論点であった。今回の論文ではこの政策の発想が司教の司牧活動に基づいて、シモンの新政府の方針に採用されたことを議論している。ここでの司教は、国王の直臣としての司教ではなく、律修参事会に基礎を置き、カトリック信者を司牧する指導者として、世俗世界により良き平和をもたらす神の使者としての司教を意味している¹⁴⁾。国制における司教・聖職者の位置づけは、重要な論点であり、さらなる論議を呼ぶであろう。

第4の特徴はシモンの利己心である。マディコットによれば1264年リュイスの戦い以後、「シモンは国王に代わって国の統治者になり、行政機関に接近し

て恩顧配分を通じて私利私欲を迫及し、自分と家族のために財産を蓄えた。リュイスで負けた貴族の財産のうち4男ギーヘデヴォン、コーンウォール伯領を、3男アモーリヘヨークの財務官職を、与えた。』¹⁵⁾「クレア家へは然るべき分け前を宛がわなかった。』¹⁶⁾地方在住の騎士層や陪臣たちの政治的進出のために、国王の直臣としての特権を犠牲にする利他主義者として、19世紀の国制史論者たちが讃えたシモン・ド・モンフォールのイメージを打ち破り、国王から利益を引きだそうとしたり、妻イリナの前夫からの寡婦産を、ヘンリに迫ってできるだけ多く設定させようとした利己主義者であったとマディコットは結論する。1230年代にイングランドに来島して以来、王の妹イリナと結婚したのはヘンリに接近するためであったと見なしたり、1264年以後独裁体制に入ると王子エドワードからチェスタ伯領をモンフォール家に移転させたりするなどの行為は、性格の一貫した横柄さの表れと見なされている¹⁷⁾。1984年の論文では見られなかったマディコットの論調の変化である。

第5の特徴は農民の政治活動の積極的評価である。2011年マディコットはアバリストウィズでの13世紀イングランド史学会において講演し、それをもとに、地方の農民さえ、国王の統治による被害を認識し、反対行動をとったとの趣旨の論文として公刊した¹⁸⁾。改革派諸侯が結束して国王から統治権を奪取した国制改革運動の時期に、それらの諸侯の支配下にいる地方在住の農民の中にも、国王の支配によって経済的搾取を受けたり、司法上の不利な扱いをされて、それを不満に思い地域ごとに反国王行動をとった例を報告した。諸侯と農民という身分の異なる二つの社会層の活動を、国制改革運動全体の中にもどのように位置づけるか、今後の研究が俟たれる。

マディコットのシモン像のうち、検討すべき論点を要約すると次のようになる。

- ・敬虔なクリスティアンであると同時に、私欲を迫及する独善者。
- ・イングランド王国の支配者を目指してヘンリと覇を競う野心的政治家。
- ・観念的な善の追求者。唯我独尊主義的正義感の持ち主。
- ・アウトサイダーである。

シモン・ド・モンフォール研究の現在—アンジュー帝国の視点から（朝治）

・シモンは農民の支持に応えようとしていた。

§ カーペンター説

カーペンターは非常に多くの著書や論文を公にし、しかもその大半はシモン・ド・モンフォールあるいは1258年に始まる国制改革運動に関するものである。本稿ではそれらのうち、政治リーダーとしてのシモンに関する論文を紹介する¹⁹⁾。

政治運動指導者としてのシモンの特徴として、カーペンターは少なくとも10点を挙げる。その第1点は、シモンが首尾一貫してオクスフォード、ウェストミンスター條款の推進者であり続けたという特徴である。国王ヘンリ3世に関して、シモンは「大諸侯が王国共同体の代表として国王役人の選択、恩顧配分、政策指示を管理し、その目的は地方行政の大規模改革、イングランド王国を外人による支配から救うことであり、もし国王がこれを拒めば、内戦になる」と述べたとみている²⁰⁾。同輩大貴族に対しては、陪臣、騎士層が封主・大貴族や国王に対して負う出仕奉仕義務に対する、封主からの差し押さえを制限するウェストミンスター條款草案に対して、グロスタ伯が反対した際、シモンがそれを詰ったことを指摘する²¹⁾。両條款で規定した王国役人の任免を1260年末、シモンはカウンスル員として実行した。その際任命された最高司法官 Justiciar の Hugh Despenser が実施した巡回裁判の記録からは、條款の規定が適用された例を読み取り得るとみなされている²²⁾。カーペンターは1258～60年の改革当初より、シモンが運動の中心人物であったとみなしており、マディコットとは異なる。

第2の特徴はシモンの軍事的才能である。1248～52年ガスコーニュ総督時代に遭遇した現地人の戦闘を武力で平らげ、シモン自身に対する武力攻撃にも機敏に対処して、ヘンリが期待した総督としての役割を果たした。イングランドから伴った自己の軍の他に、フランスの傭兵を手配する手際は才能を示す。1260年ヘンリが大陸から傭兵を伴って帰英しようとした際、対抗して素早くロンドンで兵員を動員した例や、1263年、シモンがフランスから帰英してウェー

ルズ辺境諸侯の軍の指導者となった際、王弟リチャードとの交渉を有利に進めるため自ら軍を率いて会見場所を変えた例など、情勢判断が的確であることも特徴とみなされている。リュイスの戦いでは少数の軍でヘンリの大軍を破ったことが、軍事的才能を示すとみなされていることは言うまでもない²³⁾。ヘンリを国制改革に同意させたのが、何よりもシモンら諸侯の武力であると主張する根拠として、シモンの武勇が使われている。

第3の特徴はシモンの資金の豊かさである。レスタ伯領はミッドランドとその周辺に散在するが、その収入のほかに、妻イリナの寡婦産、嫁資からの収入もあり、また南仏ビゴール伯領の（兄ギーの未亡人とその子の）守護者としての利権もあって、家政役人と軍の費用を賄ったとされる²⁴⁾。ただマディコットはシモンは常に資金不足であったという。それは妻の寡婦産が前夫の遺族から十分には支払われていなかったからである。シモン夫妻は絶えずヘンリに不満を述べている²⁵⁾。

第4の特徴はシモンに従う人々の多様性である。まず血縁関係や姻戚関係者と家臣、次いで封主封臣関係者、その外側に地方騎士層の支持者がいたとカーペンターは見ている。ウィンチェスタ伯はシモンの祖母の姉妹の家系ゆえシモン支持者とみなせるといふ。封臣たちの保有地はミッドランドとその周辺に位置する²⁶⁾。シモンの支持者は彼の政治的信条に親近感を感じる者たちであった、という予想が述べられている²⁷⁾。国王が王族の利益を優先した裁判介入をしたため、被害者となった騎士層が、条款の推進者としてのシモンを支持したかもしれないという予想である。しかし巡回裁判の判例から確認できる例が、予想より少ないことも報告されている²⁸⁾。シモンの政治信条と、支持者のシモン支持理由との関係は今後の課題である。

第5の特徴は教会への寄進を行ったことと、聖職者からの支持が篤かったことである²⁹⁾。しかしマディコットは正反対の解釈をしている。修道院への寄進が他の諸侯に比べて少ないという³⁰⁾。

第6の特徴は、シモンが宮廷や政治顧問から外人を追放する点にこだわったことである³¹⁾。これはリュイスの戦い以後にチチェスタ司教の従者であった修

道士によって書かれたとされる「リュイスの歌」の中でも述べられており、戦いの前の交渉でも、シモン側が要求した点である。他方ヘンリ3世は異父兄弟であるポワトゥのリュジニャン家や、妻イリナの母方サヴォワ家貴族をイングランドに招聘して優遇した。彼らと在地保有者との間の紛争では、王は裁判に介入して現地人を苦しめた。それだけではない。1261年春のヘンリによる外人傭兵のイングランド導入や、1264年夏の王妃による国王救出のための、大陸での傭兵集めなど、イングランド在地位人の目から見れば、王族は大陸軍人を使ってイングランド人を攻撃させようとしているとみなせる。シモンは外人追放にこだわった。カーペンターは外人追放を、国制上の必然性という視点から見てはいない。

第7の特徴はシモンの理想主義 idealism や信仰深さ religiosity である。自ら「嘘をつくぐらいなら、土地を失い死んだ方がましだ」と述べているように、国王や他の諸侯の政治信条の揺らぎには厳しい言葉を浴びせている³²⁾。この理想主義がシモンを孤立させた。カーペンターは次のようにシモンを評している。「シモンは孤立している。他の政治家は妥協するが、シモンはしない。斑はない。群れないので多数の支持を失う。彼と長く付き合うのは困難である。シモンは決意の弱い、主義のない人物を軽蔑し、自己の能力、特に戦闘能力に自信を持ち、結果的に対決姿勢で臨む。イングランド王国政治に入り込みにくく、不和の種を作る」³³⁾と。カーペンターはシモンの個性が、彼の政治信条に大きな役割を果たしたと見ている。

第8の特徴はシモンの利己心 self-interest である。これは第7の特徴と矛盾するが、カーペンターは並列させて論じている。マデイコットも同様である。シモンはレスタ伯領の相続を求めてイングランドに来た。ヘンリはすぐには承認しなかったが、妹イリナとの結婚を認めた結果、シモンは王の姻戚となり、宮廷で奉仕し得た。この関係を使ってシモンはヘンリから嫁資、伯位相続、王城下賜、後見権などを宛がわれ、私的利益を確保し得た。1259年パリ条約批准の際、ルイが北仏の旧アンジュー家領の将来権放棄を求めたが、ヘンリだけでなく、イリナにも王族として放棄を迫った。彼女の前夫のマーシャル家領には

大陸領も含まれていた。シモン夫妻は拒否し、批准は延ばされた。これをカーペンターやマディコットは利己心とみなすのである³⁴⁾。リュイスの戦い以後、エドワードからチェスタ伯領を取り上げ、自己の保有権下においたことも利己心からと見なされている³⁵⁾。利己心と理想主義とは対立するが、それらが併存した理由は説明されていない。

第9の特徴はシモンの宗教観である。フランシスカンのアダム・マーシュやリンカン司教グロステストとの交際を通じて、神の秩序の中に王国統治を位置づけ、ヘンリの王国統治を専制とみなして、シモンが暴君放伐論を正当化したという見方を、カーペンター、マディコットがとっているように読める³⁶⁾。アダム・マーシュのグロステスト宛書簡によれば、シモンはグロステストの「専制について」de principatu regni et tyrannidis から影響を受けたとみなされている。これはグロステストが1250年にリヨンで教皇に抗議した際の弁論を文書化したものと言われる³⁷⁾。世俗の王国統治を神の秩序の一部とみなし、専制を是正することは、クリスティアンの義務であるとして、シモンはリュイスの戦いの前に、兵士に十字を縫い付けた戦場服を身につけさせた。イヴシャムで戦死した彼は服を剥がされたが、苦行服を纏っていたという。敬虔さと理想主義は親和的であるが、利己心とは対立する。調和的説明は可能であろうか。

カーペンターは上記の論文を公刊したのちも、シモンの政治行動の歴史的意義についての論文を公表し続けている。そのうちの最近のものにはもう一つの特徴がみられる。それはシモンが革命を起こしたという説である。これが第10の特徴である。

彼が論文で「革命」の語を使用した箇所を見てみよう。「1258年の革命は1258年4月ウェストミンスターで始まった。4月30日に武装した諸侯がヘンリに降伏を強いたとき、そのクライマックスに達した。王の反対者たちは中央政府の支配権を握り taken the control of central government, 運動が進むにつれて新しい改革を欲した。」³⁸⁾ これ以外の論文を見ても、カーペンターによる「革命」の定義は無く、使用例から推測するしかない。「中央政府の支配権」の語で示しているのは、国王が従来行使していた諸権限、すなわち上記第1の特徴

で示した「国王役人の選択、恩顧配分、政策指示」であり、1258年以後オクスフォード條款で成立した15人委員会（国王評議会、カOUNシル）が、ヘンリの手からこれらを実行する権限を奪ったとみて、その現象を「革命」と呼んだと推測し得る。それを示す箇所を引用しよう。「8月4日のヘンリの改革遵守の宣誓と、10月18日の宣言とは、カOUNシルがもはや国王が創りだすものではなく、国王と王国共同体によって選ばれるものになった。国王が行いたい全てのことについて、カOUNシルが veto 拒否権を持つことを意味する。」³⁹⁾ 他にもシモンを含む諸侯が、ヘンリから「中央政府の支配権」を奪ったとカーペンターがみならず根拠も示されている。ヘンリの同意は、テュークスベリ年代記にのみ描かれている記述をもとに、1258年4月に7名の諸侯が武装してヘンリを脅迫したからであると説明される⁴⁰⁾。諸侯が「拒否権を持つ」ことが、「革命」に値するということであろうか。上記のようにマディコットは、この行為は国王の王国統治権を否定し、王政から貴族共和制に移行したことに類似すると述べ、「革命」に相当すると見ている。カーペンターが1258年の国制改革に「革命」の語を適用することに慎重なのは、「しかし、15人委員会（カOUNシル）が国土を実際に統治していたのかを実証し得ない」⁴¹⁾ ことを考慮したからであろう。

カーペンターのこの論文の主張は別の点にある。シモンは極秘に革命したという主張である。「1258年7月になっても、6月に決めたはずのオクスフォード條款は、一般向けには公表されていない。それは革命的過ぎると見られないようにするためであろう。」⁴²⁾ 公表されたか否かについては学者間でも論争がある⁴³⁾。いずれにせよカーペンターは、カOUNシルによる3大役人任命を「革命的過ぎる」と想像した。公表しなかったのは諸侯の間に意見の相違があり、シモンだけが過激だったからというのがカーペンターの結論である。次のように述べる。「州騎士や都市民をパーラメントへ召集することは、カOUNシルの視野にはなかった。改革派バロンはパーラメントに関しては保守的だった」、「これを変えたのはシモンである」、「その結果必然的に、シモンに困難を生み出した。王が同意したというシモン政府の（統治方針の）条文を信用できなくした。シモンは極秘に革命したのである。」⁴⁴⁾ カOUNシルが実際には国制を取り仕切

っていないのであれば、王政が否定されたと言えるのかという疑問や、国政主導権をヘンリからシモンが奪ったことをクーデタではなく、「革命」とみなしてよいのかという疑問が残る⁴⁵⁾。

カーペンターが1258年の国制改革運動を「革命」の語で呼んだのは、1988年の論文以後であろう。その後、マディコットなど同年代の研究者だけでなく、カーペンターの教えを受けた若手研究者も、この語を頻繁に使用するようになった。シモン個人に対する評価も、騎士層、都市民、農民の利益を考慮した利他主義者としての側面を強調するものから、自己や家族、封臣やアフィニティの利益を優先する利己主義者としての側面を強調するものへと変わっていきつつある。節を改めてカーペンター以後の動向を紹介しよう。

2. ジョブスンとアムブラー

上記のティリに拠れば、「最近の研究は、1258～65年を含めて13世紀を全体として理解する点で大きな効果を上げると同時に、伝統的な憲政史という主題を超えて範囲を広げ、その時代の様々な側面について発言してきた」と特徴づけ、その例として、「伝記、政治史、社会経済史、思想史」を挙げている⁴⁶⁾。サドラー、ルーク、キャスディなどの論文は、この分類に含まれる成果であるが、ティリは言及していない⁴⁷⁾。国制改革運動に影響を与えた社会経済史の研究として言及されているのは、コスやカーペンターの研究である⁴⁸⁾。シモンの運動を思想史と関連付けて行ったのはアムブラーやヒルの研究である⁴⁹⁾。そして政治史としての概観を公刊したのはジョブスンである⁵⁰⁾。ここではジョブスンとアムブラーのシモン解釈について立ち入って紹介する。

§ ジョブスン説

ジョブスはシモン・ド・モンフォールの改革運動に関する著書のタイトルとして、「革命」の語を用いた最初の人ではないだろうか。しかし政治学の概念としての革命を、シモンの運動に適用することについての詳しい解説は、著者の本文中には見られない。彼の説明を見よう。「オクスフォード条款は総合

的に見て、真に革命的である。国王の執行権の全てが、バロンのカウンスルに与えられた。統治の政策を決定していた国王とその寵臣に代わり、15人のバロンが統治権を執行することを意味したからだ、その結果、この制度は「国王大権を叩き、王を、権限を委託された in commission 状態にある者」へと変えた。具体的には長らく空位であった「最高司法官を設置し、王国統治の資格を与えられたカウンスルの制度を半恒久化した」、「シェリフ任命方式を変更し、地方住民の不満を聞く巡回調査を実施し、王城守護職者を変更した」。ヘンリの後を継ぐべき「エドワードによるガスコーニュ・セネシャル任命に対して、現地住民に不服従命令を出した」ことなどを指摘して、1258年のバロンの改革は「革命」であったとみなしている⁵¹⁾。

その「革命」が生じる原因としてジョブスンが言及するのは、バロンやジェントリがヘンリによって収奪されているという社会的事例である。例えば、巡回裁判では、サウサンプトン市のベイリフは、グロスタ伯の現地代理人が不正に課税 toll したと報告し、ストラトフォードではロンドン司教の現地役人が、ハックニーの野原を横切っていた荷車を妨げたという告発が記録されているなど、現地在住の下層民からの不満の例が多いと指摘している⁵²⁾。しかしオクスフォード条款には不満調査の条文はあるが、その不満を解消する制度変更や命令の条文はないので、ジョブスンの挙げる運動開始の原因とされる事例が、オクスフォード条款の規定に結実するという結果と、素直に対応しているようには見えない。

上記のように、オクスフォード条款の規定によって王はカウンスルに王国統治権を奪われたというのがジョブスンの主張であったはずだが、1259年の2月に出来たパリ条約の草案には、ヘンリは代理人を通してではあるが賛成したとジョブスンは見ている⁵³⁾。王子エドマンドのほかドイツから帰英した王弟や、その息子ヘンリも同意した。条約締結に関する王家の権限は、失われてはいないことになろう。

1259年12月パリで、旧アンジュー帝国の北仏所領を、カペー家仏王ルイ9世に対して放棄する旨のパリ条約が関係者の批准を経たのち、ノルマンディ公の

タイトルを外した新しい印章を作成し、王はそれを自分で保有した結果、カウンシルの許可なしに恩顧の配分ができるようになり、実際に配分した。これを、「條款にも拘らず王権は依然完全である」ことの、ルイに対するヘンリ側のプロパガンダであると、ジョブスンは見なしている⁵⁴⁾。王が統治権をカウンシルに奪われたという「革命」説を、一層不都合にする解釈であろう。

ヘンリは1261年10月29日に諸侯たちとの交渉の結果Kingston Treatyを結び、国王寵臣からなるカウンシルを再開した。その直前10月17日にそれまで改革派諸侯のカウンシル員であったグロスタ伯リチャードは、ヘンリと交渉し、シモンと決別した。11月以降シモンは他の諸侯から孤立し、諸侯のカウンシルは事実上崩壊した⁵⁵⁾。ところが1263年4月25日シモンはフランスから帰英し、7月16日にヘンリとの間に Forma Pacis といわれる休戦協定を結び、改革派カウンシルを復活させたとジョブスンは見ている。彼の説に従えば、改革前にはヘンリは自己の政策に同意を取り付けるために、カウンシルを利用していたが、1258年6月のオクスフォード條款によってそれが変革され、改革派諸侯からなるカウンシルが1260年末まで王から統治権を奪った。1261年から再び、国王が寵臣を利用する従来の体制が復活が見られたが、1263年7月以降、国王政府と改革派諸侯のカウンシルが併存する状況になった、というジョブスン説の構図が読み取れる。すると国王とカウンシルとが併存し、ヘンリかシモンのどちらが国政の主導権を取るかの違いが、「革命」か否かの解釈を決める基準として使われていることになる。この解釈が正しいとすれば上記のように「革命」の原因とされたバロンやジェントリたちの不満や社会的原因は、基準ではなくなるのか。それらにかわってシモンの権力欲が、革命か否かを決めるのか⁵⁶⁾、という疑問が生じる。

ジョブスン説の第2の特徴は、1264年のリュイスの戦い後に成立したシモン・ド・モンフォールが主導権を掌握する政府（統治）の歴史的意義を、ジョブスン以前の諸説と異なって、1258年のカウンシルによる統治、或いは1263年7月成立のシモンの政権の意義とは区別している点である⁵⁷⁾。1258年のカウンシルは改革派諸侯が9名、国王派6名から構成されていたので、個人の主導権

は主張されにくい状況であった。これに対して1264年にはそれまでシモン派と見られてきたノーフォーク伯やヘリフォード伯が離れ、辺境領主がシモンに敵対して去った結果、諸侯の中でシモン派として残ったのはグロスタ伯ギルバートのみとなり、司教の多くがシモンを支援したので、新たに設立された9人委員会で協議してヘンリに助言するというよりも、シモンの主導権に賛成する聖俗諸侯の意思が、助言内容を決める体制へと変わったとみなされている。他方でジョブスは、1264年6月のパーラメントで確認されたシモンの政府の構想は、「体制を維持するため、国王を政府の首長とする国制を残した。尚書部から発行する文書類はヘンリの名前で出された。ヘンリ自身はセント・ポールに居た。王の家政機関の支出も顕著に伸びている。王役人はそのまま存続していた」とも述べている。ジョブスの説明に従えば、結局国制は変更されなかったことになる。それでもジョブスはシモンが、国璽の掌握、恩顧の配分、軍の召集、役人任免などで統治の主導権を掌握したことを重視して、カウンスルによる王権奪取があったと結論する⁵⁸⁾。6月25日にパーラメントが「国王がシモン・ド・モンフォール、ギルバート・ド・クレア、チチェスタ司教の助言に基づいて決定するすべてのことを公式に批准する」ことを決定し、王やエドワード、聖俗諸侯、王国共同体の同意を以て規則 *Ordinatio* が批准された⁵⁹⁾と述べている。リュイスでの戦勝がシモンに齎したものが政治的主導権であることは事実であるが、ジョブスはそれをただちに革命とみなしている。

ジョブス説の第3の特徴は地方の不満の評価である。1258年や1263年の政権との違いの一つは、1264年には中央政府と州共同体との連携が強化され、村人をも国王軍に参加させる命令が下されたことであると、ジョブスは指摘している⁶⁰⁾。彼によれば1264年にはシモン派カウンスル員であったギルバート・ド・クレアの父で先代のグロスタ伯リチャードは、1258年のカウンスル員として、直臣が自らの封臣に対する差し押さえの権限を、カウンスルが制限する条款の条文に反対して、シモンと対立するようになったと言われている。地方の共同体は、改革派諸侯の政府が諸侯の利益を優先することに不満であったので、ヘンリは1261年には地方の要求に応えることで、諸侯と地方共同体の連携にく

さびを打ち込もうとしていたとみなされている⁶¹⁾。ところがその一方でジョブスは、イヴシャムの戦い以後政権を回復したヘンリ3世は、州における和解と平和の実験的な統治方針を採用し、それはエドワード1世時代に引き継がれたという見通しを述べている⁶²⁾。とすると、中央政府が地方共同体の意向を汲みこんだ政策を採ることについては、1258年段階の改革派諸侯と、1265年以後のヘンリの政府とは同じ方針であったことになってしまう。1258年改革運動開始以前には、ヘンリの政府は地方の意向を採用してなかったとの前提で、ジョブスは説明を開始しており、改革運動開始後にヘンリは、主導権を回復するための策として、一時的に地方にすり寄ったとしても、イヴシャムの戦い以後、反乱者を廢嫡処分していることから見て、地方統治方針を元に戻すはずではないのか。

他方、シモンは1258年段階ですでに地方の意向を中央政府が取り込むべきだと考えており、紆余曲折の後、1264年にその構想を実現したとジョブスは見ているのか。もし「革命」の概念を、ヘンリとシモンとの主導権争いに矮小化するのは無いとするなら、ジョブスは国制改革の中に、地方統治方針の改革を位置付ける必要があるろう。

§ アムブラー説

アムブラーはロンドン大学でカーペンターの指導のもとに学位論文を作成し、2017年にオクスフォードから成果を出版した。1258～65年のバロンの反乱期に司教が果たした役割を、1215年のマグナ・カルタ事件の場合と比較して、シモン・ド・モンフォールに協力した司教たちの行動を、イングランド史の伝統からの逸脱とみなす結論に至った⁶³⁾。刊行された研究書の中心課題は第7章で扱われ、1264年の「シモン派司教」が如何にシモンの政治活動に動員され、協力したのかを詳細に跡付けることである⁶⁴⁾。彼女より先にマディコットが、リンカン司教ロバート・グロステスト、フランシスカンのアダム・マーシュ、ウスタ司教ウォルタ・カンティループ、リンカン司教リチャード・グレイヴズエンドの学識が、シモン・ド・モンフォールの思想に影響を与えたことを指摘

していたが、アムブラーは、学問的な影響だけではなく、彼等がシモンの使者となって教皇特使ギイ・フルカンと和平交渉をしたり、シモンの政権が決定した国制上の改革を、説教を通じて教区在住の一般人にまで浸透させる役割を担ったと結論した。結果的にはシモンがイヴシャムで戦死した後、彼に加担した司教たちは教皇庁に召喚されて職務を停止され、国王ヘンリに献金することを余儀なくされた。アムブラーは1215年にカンタベリ大司教ラングトンがとった例を引き合いに出して、国王が悪政を行った時に聖職者がとるべき行動は、国王に警告することに止まるべきであって、政治に加担すべきではなく、1264年にシモン派司教がとった政治活動は、イングランド聖職者の過去の歴史から逸脱していると断罪した。

司教がシモンの政治活動に加担する理由としてアムブラーが挙げるのは、シモンの敬虔さ、利他主義的行動などが醸し出すカリスマ性である。司教の学識が1264～65年の政治状況と一体化してそれに影響を与え、シモンの改革を理想の実現と捉える風潮や傾向を在地の信者たちの間に生み出すことに成功したと説く。その理想主義の原型はグロステストによって開始されたとみなされている。

彼女の研究書に説かれた証明方法はかなり詳細なものであるので、ここでは、最近その内容を彼女自身が要約した論文を紹介する⁶⁵⁾。

アムブラーによれば、シモンは司教を利用して自己の政権構想を地方住民に是認させ、信者への宣伝をさせた⁶⁶⁾。またリュイスの戦い前には、シモンとヘンリの戦闘を回避し、平和的妥協を実現するための交渉役に自己に忠実な司教たちを動員した⁶⁷⁾。少なくとも5司教は政治的にもシモンを支持し、イヴシャムの戦いの時まで政治的には忠実にシモン派についた⁶⁸⁾。シモンが国王から権力を奪取することに司教が手を貸したとみなされている⁶⁹⁾。

彼女の説明はいくつかの前提の上に成り立っている。「司教が過激な手段を避けるべきことは驚くべきことではない、国王の権力を奪取することは、特に暴力を用いてのそれは、受け入れられる行為の限界を超えている。司教にとって、適法な規則の侵害に対するふさわしい対応は、王を懲らしめることである。

これは司教を、国王の道徳的侵害行為に対して王を懲らしめ、統治の警告役へと至らしめるという征服以前からの伝統である。』⁷⁰⁾ 1066年以前の慣習を13世紀にも当てはめる論法は、歴史学の方法として順当なのであろうか。この箇所の根拠として注記されている文献は、ヴァイラーのイングランドとドイツとの比較をした研究書であり、ドイツで実証されたとしても、イングランドにもそのまま当てはまるのであろうか⁷¹⁾。

中世カトリック世界における司教・聖職者の位置づけについての彼女の認識が問われる言及も見られる。「重要なことは、彼らが武力反乱を支持しないこと、国王に忠実であるということだ。』⁷²⁾ 果たしてそのように前提してよいものか。司教が国王に忠実であるべきなのは、司教が国王の直属封臣である故にであり、聖職者としては世俗の利害から独立していることが特徴である。そうであればこそ世俗権力者間の紛争の調停者や仲裁者として機能し得た。世俗人である国王に対して、司牧者としての司教が忠実であることを所与の前提にしてしまってもよいのか。また司教が武力反乱を支持したとの叙述の根拠とされているのは、いかなる事実をさしているのであろうか。

1259年には「ウェストミンスター条款を支持することで、司教たちは、マグナ・カルタや御料林憲章への彼らの支持の基礎を為す、良き統治を保証するという責務を果たした」が、ウェストミンスター条款にはヘンリも反対ではなく、司教が支持することは正しいとアムブラーはみなす。「司教の目から見れば、これらの制定法への彼らの支持は中庸で適法である。司教による保証がカウンスルに、それまで欠けていた道徳的正当性による改革への支えを与えた」という説明である。しかし1263年シモンが政府の実権を掌握した際、「改革計画の一部を支持するために、司教が精査したことを以て、国王からの権力奪取を（シモンが）正当化に利用することは、受け入れ難い」とアムブラーはみなす⁷³⁾。この文中の「司教が精査した ecclesiastical censure」とか、（シモンが）「正当化に利用する」などが、どの事実を指しているのか、示されていない。それはおくとしても、前者の例では司教による改革への賛成は正しく、後者の例では司教が精査したことは、シモンへの荷担であるから受け入れがたいとみなされて

おり、論旨が一貫しない。

アムブラーは論文のタイトルにもあるように、「シモン派司教」の語を頻繁に用いるが、司教が党派を成していたのか。「シモンが自分への支持の基礎として聖職者という武器 ecclesiastical arms を有効活用することに熱心であったことは理解できる。…彼らは助言を与え、政府を運営し、財政的援助を与え、体制を批判する者たちに対して体制正当化の合意を形成した、これは他の方法では得られないものであろう」⁷⁴⁾として、シモンが司教を味方につけようと画策したと見ている。そのシモン派司教とはウスタ、リンカン、ウィンチェスタ、ロンドン、チチェスタ司教の5名である。これ以外に、イヴシャムの戦い後ヘンリによって敵視された3司教はダラム、ソールズベリ、イーリである。一方はっきりとヘンリを支持したのは、ノリッジとヘリフォードの司教で、カンタベリ大司教はイングランドを離れており、バス・アンド・ウェルズ司教とコヴェントリ・アンド・リチフィールド司教はヘンリ派であったが、一時シモンの体制でも協働した。アムブラーの挙げたリストを見るとシモン派の司教が多数派をなしているとは思えない。しかもアムブラー自身「1258～65年にはイングランドの司教職は前例がないほど党派分裂しており、そのことはシモンに好都合であった」と述べているように、団体としての司教という概念でこの間の状況を説明することは、困難であるのではないか⁷⁵⁾。

アムブラーによると、1263年春にシモンが改革運動の主導権を掌握して以後、司教の支持がシモンへと向き直った。1262～63年に4司教（ウィンチェスタ、チチェスタ、ロンドン、ソールズベリ）の選任があり、彼らは後にシモンに好意的になった。その原因はシモンのカリスマ性であるとみなされている。他方「しかしこれら以外の司教の経歴にはシモンへの帰属心を示すものは無い」として、経歴でシモンを支持するか否かを判断しているかと思えば、ウィンチェスタ司教の John Gervase は以前はヘンリのクラークであったことから、必ずしも経歴と支持先とは一致していないとも言う。アムブラーの挙げる証拠だけでは、個々の司教がシモンを支持するか否かは、経歴、政治信条やカリスマ性の吸引力では説明できないのではないか。アムブラー自身「シモンへ引き寄せ

られた司教たちには比較的様々なグループがあった」と述べており⁷⁶⁾、「シモン派司教」と一括りには出来ないようである。

司教がシモンを支持して政治的に参画した実例として、ロンドン司教らがシモン派政府の使者として1264年7～10月の教皇特使との交渉役になったことを挙げている⁷⁷⁾。特使はこれらの司教を破門し、ヘンリに国王としての権限を回復するよう命じている。アムブラーが想定するように、司教が政治に関わり、シモンの政権を正当化したのであれば、イヴシャムでシモンが戦死した後、これらの司教は処罰されたのか。ウスタ司教はイヴシャムの戦いの直前にシモンと別れておそらく病気で死亡した。他の4司教は特使オトブオノを通じてローマへと召喚された。その結果、リンカンとウィンチェスタの司教は職務を停止され、ヘンリに献金し許された。ロンドンとチチェスタの司教は教皇から許された⁷⁸⁾。聖界と世俗界の区分を考えれば生存した司教全員が許されるというのは当然の結論であろう。しかし司教の政治的負担を主題としてきたアムブラー説にとっては、この処分では承服しがたいのであろう。「司教たちは先任者に倣って、良き統治を確実にするために義務を果たした。しかし国王への忠誠心を保てず、調停者としても行動し得なかった。国王の権力を私物化し国王の名前で統治した体制のメンバーとして、彼らは他の人が不正で危険だとみなす方策を支持した。彼らが一貫してシモン体制を防御したことは、その負担が不屈のものであることを示す」と非難の言葉で論文を締めくくっている⁷⁹⁾。

アムブラー説によれば、グロステストの神学に基づくイングランド王国統治論がシモン・ド・モンフォールに影響を与え、グロステストの死後シモンがその理論に基づいて国制改革運動を開始した。司教は当初は運動に参加しなかったが、1263年以後シモンのカリスマ性にひかれて、改革側に立って参加し、教皇にも敵対した、という見通しになる。すると、グロステストがいなければ、シモンの改革は無かったことになるのだろうか。ヘンリを継いだエドワード1世が、シモンの始めた国制改革を引き継ぐのは何故なのか。カリスマ性が国制上の変化を説明し得る概念になり得るのか。疑問は尽きない。

おわりに

アムブラーが司教の政治活動を肯定的に述べた個所がある。「13世紀のイングランドの司教たちはアンジュー家の統治が要求を増大させるにつれて、国王の支配を取り締まることにより一層活動的になった。この発展の中心はステイーヴン・ラングトンであった。」⁸⁰⁾ アムブラーは論文の中では議論していないが、ヘンリ3世がアンジュー家の当主として、イングランド王国を支配したという認識は、1225年のマグナ・カルタの再版や、1258年のオクスフォード条款の歴史的意義を議論する上で、重要な土台となる。ヘンリが1230、1243、1253年と3度に涉ってアキテーヌへと遠征したことが示すように、1259年までのアンジュー家が旧大陸領土を回復しようとしたこと、また1254年次子エドマンドのためにシチリア王位を獲得しようとしたこと、さらには1257年王弟リチャードのためにドイツ王位を獲得したことは、1250年以後それまでの時効による特権保有者に、国王からの特許による特権保有を義務付けたことや⁸¹⁾、1258年のイングランド諸侯の国制改革とは無縁ではない。

アンジュー家がイングランド王国を統治する根拠は、1154年ヘンリ2世による母方を通じての相続である。その時までの王ステイーヴンはほぼイングランドに止まっていたが、ヘンリがイングランドに滞在したのは間歇的であり、日常の王国統治は国王役人と諸侯との協議に委ねられていた。イングランド、アイルランド、スコットランドから徴収される財貨を大陸領での戦争に費やすアンジュー家の当主ヘンリ2世、リチャード1世、ジョンは、財貨取り立ての根拠として、王国統治の実を王国住民に示す必要があった。それを示せず大陸領回復戦争を行うジョンに対して、北英諸侯が大陸への遠征を拒否したことから、マグナ・カルタ事件が始まった。この間の経過については拙稿を参照されたい。（朝治啓三「アンジュー帝国」、『マグナ・カルタ』、川成洋編『イギリスの歴史を知るための50章』明石書店、2016年、69～80頁。）

シチリア遠征費用徴収のための課税案をめぐる、1258年のイングランド諸侯がヘンリに対して、国制改革を条件にして負担に応じると回答したことはよ

く知られている。改革派諸侯たちは国王を廢位することは主張してはいない。王国統治を諸侯の団体と協議合意の上で決定することを求めたのである。国制上は何も変化はなく、王から権限を奪ったわけでもない。「革命」は無かった。強いて言えば王国統治権への諸侯の発言権を増大するよう国王に要求したのである。ヘンリはそれに同意することを宣誓し、王子も王弟も宣誓した。つまり領土を相続したアンジュー家は、その領土の統治権を諸侯団との間で分有したのである。これによってアンジュー家はイングランド諸侯の団体から、王国の領有の事実を確認され、統治権の一部を掌握していることを承認された。それはアンジュー家にとって損になる話ではなかった。アンジュー家は地方統治のための役職者をシェリフ以外には自家では傭役していなかったから、課税や裁判を実施する負担を現地人に任せることが出来、統治経費を節約したまま、収入を確保することが承認されたことを意味するからである。

1258年統治権を分有することになった諸侯団は、地方在住の現地人有力者を有効に働かせて、課税や裁判、軍務動員などを実施する必要が生まれたが、封主封臣関係で現地有力者を動員できる能力は諸侯ごとに異なっていたから、独自に実施できる諸侯は、中央政府からの規制や命令を拒んだ。その能力の劣る諸侯はむしろ統一的な裁判制度や巡回裁判の実施など中央政府の介入に依存した。諸侯団の統一はすぐに破綻した。司牧者としての司教は、世俗事項には直接関わることは無かった。

シモン敗死後、エドワードがヘンリに代わってウェストミンスター条款をモールバラ法として制定し、王に即位して以後、封建制の法慣習を制定法化していったのは、諸侯団の政府がなしえなかった政策を王家が主導権を取って進めることが、より効率的であったことを意味する。改革の必要は存在したから、シモンがいなくても、ヘンリやエドワードは同じことを自分の手で為さざるを得なかったであろう。

上記したティリはシモン研究の最近の傾向として、国際的視野の中でのバロンの反乱の歴史的意義を研究する著作を挙げている。アイルランド、スコットランド、ウェールズだけでなく、ガスコーニュ、教皇庁とイングランドとの関

係を指摘する研究は従来から存在した。ティリは言及した著作の中では、ヴァイラーだけが、ヨーロッパ的視野の中でのバロンの反乱の位置づけをしていると特記している⁸²⁾。

研究史を回顧することで、従来の研究が一層精密にされるだけでなく、視野が広がる⁸³⁾。

注

- 1) 拙稿「シモン・ド・モンフォール研究の動向」『イギリス史研究』36, 1984年, イギリス史研究刊行会, 8-18頁。
- 2) Tilley, Christopher, 'Modern Historians and the Period of Reform and Rebellion, 1258-1265', in A. Jobson, *Baronial Reform and Revolution in England, 1258-1267*, Boydell, 2016, Woodbridge, pp.13-29.
- 3) Maddicott, *Simon de Montfort*, Cambridge UP, 1994.
- 4) Bémont, Ch., *Simon de Montfort*, Paris, 1884.
- 5) Maddicott, *op.cit.*, xv-xvi.
- 6) 例えば Summerson, H.R.T., 'Kingship, Government and Political life, 1160-c.1280,' Harvey, B., ed., *The 12th and 13th Centuries: 1066-c.1280*, Oxford, 2001. Lewis, M., *Henry III*, 2015, Gloucester.
- 7) Maddicott, J., 'Who was Simon de Montfort, earl of Leicester?', *Transaction of Royal Historical Society (TRHS hereafter)*, 26, 2016, pp.50-51, 'his original position as an outsider in England never completely forgotten, cosmopolitan figure, beyond English estates.'
- 8) Powicke, F.M., *King Henry III and the Lord Edward*, Oxford, 1947, p.319.
- 9) Maddicott, *Simon de Montfort*, pp.161-163, 173-177.
- 10) Maddicott, 'Who was Simon', pp.47, 48.
- 11) *Ibid.*, p.52.
- 12) *Ibid.*, pp.53-54. 「ヘンリーの王権 kingship の中核をなす権限 power のカウンスルへの移転, 特に役人 ministers の任免権の移転で, その結果, 王を権限を委託されていた in commission 者にした。」 「シモンが打ち立てようとしたのは疑似的共和政であり quasi-republican constitution, 王の決定権を削いで, 法を改革し, 地方統治の正当で公正な制度を確立しようとした。」
- 13) *Ibid.*, p.53.
- 14) Maddicott, *Simon de Montfort*, pp.250-256; Do., 'Who was Simon', pp.54-55.
- 15) Maddicott, *Simon de Montfort*, pp.112-115, 122-125; Do., 'Who was Simon', pp.55-56.
- 16) Do., 'Who was Simon', p.56.

- 17) Ibid., pp.57-58.
- 18) Maddicott, 'Politics and the People in Thirteenth-Century England', *Thirteenth Century England*, XIV, 2013, pp.1-11.
- 19) Carpenter, D.A., 'Simon de Montfort: The First Leader of a Political Movement in English History', *History*, 76, 1991; Do., 'The Secret Revolution of 1258', *Baronial Reform and Revolution in England*, ed. by A. Jobson, Woodbridge, 2016.
- 20) Carpenter, 'Simon de Montfort', p.220.
- 21) *Matthew Paris, Chronica Majora*, Rolls Series, v, 1880, p.744; Treharne and Sanders, *Documents of Baronial Reform and Rebellion*, (DBM, hereafter) Oxford, 1973, No.10; Powicke, F. M., *King Henry III and the Lord Edward*, pp.406-7.
- 22) Carpenter, 'Simon', pp.222-223.
- 23) Carpenter, op.cit., pp.223-224.
- 24) Ibid., pp.226, 234.
- 25) Maddicott, 'Who was Simon', pp.46-47.
- 26) Ibid., p.227; *Book of Fees*, ii, p.956; British Library, Dugdale, MS 13, f.256; *The Complete Peerage*, Cokayne, G.E., iv, p.346; *Calendar of Inquisition Miscellaneous*, nos. 928, 929.
- 27) Carpenter, op.cit., p.230.
- 28) Ibid., p.230.
- 29) Carpenter, 'Simon', p.229; Powicke, op.cit., p.484.
- 30) Maddicott, op.cit., p.52.
- 31) Carpenter, op.cit., pp.231, 237.
- 32) Ibid., p.232; *Chronica Majora*, v, p.744; DBM, pp.206-7; *Annales Monastici*, iii, RS, p.217.
- 33) Carpenter, op.cit., p.238.
- 34) Ibid., p.235; Maddicott, op.cit., p.54. ルイはヘンリに配慮して、イングランド版の条約文には、ヘンリがイリナに相当の保証をするとの内容を書き加えたことで、問題になることを避けた。加藤玄「1259年パリ条約とその結果」、朝治啓三他編『中世英仏関係史』創元社、2012年、74-75頁。
- 35) Maddicott, op.cit., pp.55-56.
- 36) Carpenter, op.cit., p.236.
- 37) *Monas. Franciscana*, I, Rolls Series, ed., Brewer, 1858, p.111; Southern, R., *Robert Grosseteste*, Oxford, 1986, pp.289-90.
- 38) Carpenter, D., 'The Secret Revolution of 1258', in *The Baronial Reform and Revolution in England 1258-1267*, ed. by A. Jobson, Woodbridge, 2016, p.30.
- 39) Ibid., p.34.
- 40) Carpenter, D., 'What happened in 1258', in *The Reign of Henry III*, Hambledon Press, 1996, pp.188, 190, 191, 194.
- 41) Carpenter, 'Secret Revolution', p.34.

- 42) Ibid., pp.37-38.
- 43) Valente, C., 'The Provisions of Oxford: Assessing Authority in Time of Unrest', in *The Experience of Power in Medieval Europe, 950-1350*, eds., R.F. Berkhofer III, A. Cooper, and A. Kostov, Farnham, 2005, pp.25-41.
- 44) Carpenter, op.cit., pp.38-42. 'The reform of the council was not reported, because it was too revolutionary, while the reform of parliament went unreported because it was not revolutionary enough', 'Over the council they were revolutionary. There was no precedent at all for a baronial council reducing the king to a cipher and taking over the government of the country. Hence the barons shied away from an open avowal of both the coercion of the king and the council's authority.' 'The official record of that constitution, agreed at the parliament of June 1264 and enrolled twice on the chancery rolls, was thus quite explicit about the council's powers.' 'for "1258" had been a secret revolution.'
- 45) Carpenter, 'What happened', p.197. カーペンター自身次のように述べる。「1258年の革命は対リュジニャン家感情なしには起きなかった。それは国王に対する武力威嚇で by 始まった。支持を得るために人民運動 popular movement に見せかけた。」
- 46) Tilley, Ch., 'Modern Historians', p.21. ネーミア式のプロソボグラフィカルな人物研究として、Marc Morris の Bigod 家研究、カーペンターのロウジャ・モーティマー研究や、トマス・カンティループ研究、M. Howell の、王妃イリナ研究、L. Wilkinson の、シモンの娘イリナ研究などが列挙されている。
- 47) Sadler, John, *The Second Barons' War: Simon de Montfort and the Battle of Lewes and Evesham*, Pen and Sword Military, Barnsley, Yorkshire, 2008; Rooke, Patrick, *Simon de Montfort*, The Simon de Montfort Society, 2008, lulu.com; Cassidy, Richard, 'Simon de Montfort' sheriffs, 1264-65, *Historical Research*, 2017. キャスディが対象としたシェリフと同時期にシモンが主導するパーラメントにおいて任命された治安官 *custos pacis* については、拙稿参照。「1264年の治安官」川北稔他編『ジェントルマン』ミネルヴァ書房、1987年。
- 48) Coss, P., 'Sir Geoffrey de Langley and the Crisis of the Knightly Class in Thirteenth-Century England', *Past and Present*, 68, 1975, pp.3-37; Coss, P., *The Origins of the English Gentry*, Cambridge, 2003; Carpenter, D., 'Was There a Crisis of the Knightly Class? Oxfordshire Evidence', *English Historical Review (EHR hereafter)*, 95, 1980, pp.721-52.
- 49) Ambler, S., 'On Kingship and Tyranny: Grosseste's Memorandum and Its Place in the Baronial Reform Movement, in *Thirteenth Century England*, XIV, 2013, pp.115-28; Do, 'The Monfortian Bishops and the justification of Conciliar Government in 1264', *Historical Research*, 85, 2012, pp.193-209; Do., *Bishops in the Political Community of England, 1213-1272*, Oxford, 2017; Hill, F.G., 'Magna Carta, canon law and the pastoral

- care: excommunication and the church's publication of the charter', *Historical Research*, 246, 2016, pp.636-650.
- 50) Jobson, A., *The First English Revolution; Simon de Montfort, Henry III and the Baron's War*, Bloomsbury, 2012. 拙稿「紹介」参照, 『西洋中世研究』5, 2013年, 180頁。
- 51) Jobson, op.cit., pp.24-30.
- 52) *Ibid.*, p.31. それ以外にも1244年のヘンリに対する諸侯の国制改革要求を前例としてあげている。28年後の事件との関連の証拠は示されていない。pp.4-10.
- 53) Jobson, op.cit., p.35.
- 54) *Ibid.*, p.47.
- 55) *Ibid.*, pp.70-77.
- 56) *Ibid.*, p.62.
- 57) 'The government that they were composing was markedly different in character composed to that of 1258', 1263年7月の政府は 'Lacking the unity of purpose that had been the defining feature of the baronial leadership in 1258, the restored but fractured was little more than a shadow of its former self. *Ibid.*, pp.99-100.
- 58) 'It was therefore imperative for the long term future of Montfort's regime that the illusion of the king's position as head of government was preserved. *Ibid.*, p.119.
- 59) *DBM*, pp.294-5.
- 60) Jobson, op.cit., p.123. 拙著『シモン・ド・モンフォールの乱』京都大学学術出版会, 2003年, 第14章参照。
- 61) Jobson, op.cit., p.75.
- 62) Jobson, op.cit., pp.168-170.
- 63) Ambler, S., *Bishops in the Political Community of England 1213-1272*, Oxford, 2017. この研究書にはそれまでにアマブラーが発表した複数の研究論文の成果が取り込まれている。Ambler, S., 'The Montfortian Bishops and the Justification of Conciliar Government in 1264', *Historical Research*, 85, 2012, pp.193-209; Do., 'On Kingship and Tyranny: Grosseteste's Memorandum and its Place in the Baronial Reform Movement', in J. Burton et al., ed., *Thirteenth Century England*, XIV, Woodbridge, 2013, pp.115-28; Do., 'The Fines and Loans of the Montfortian Bishops and the Missing Fine Roll "in expedition" on 1264, *Fine of the Month* (November 2008), <http://www.finerollshenry3.org.uk/content/month/fm-11-2008.html>; Do., 'Magna Carta: Its Confirmation at Simon de Montfort's Parliament of 1265', *EHR*, 130, 2015, pp.801-30.
- 64) その際に彼女が主として依拠した史料は *Papst Clemens IV: Das Vorleben des Papstes und sein Legationsregister*, ed., J. Heidemann, Münster, 1903と, *Councils and Synods: With Other Documents Relating to the English Church, II, 1205-1313*, ed., F.M. Powicke and C.R. Cheney, 2 vols, Oxford, 1964である。
- 65) Ambler, S., 'The Montfortian Bishops', in Jobson, A., ed., *Baronial Reform and*

Revolution in England 1258-67, Boydell, 2016, pp.139-151.

- 66) Ambler, 'Monfortian Bishops', pp.148, 144, 146-47.
- 67) Ibid., pp.139-40.
- 68) Ibid., pp.143-44.
- 69) Ibid., p.143.
- 70) Ibid., p.141. 'That the bishops should have eschewed radical measures is hardly surprising. The seizure of royal power, especially means of violence or the threat thereof, went far beyond the limits of acceptable action. The appropriate response to a transgression of lawful rule was for the bishops to reprimand the king. This practice had grown from a pre-Conquest tradition of chastising kings for moral transgressions into a broader remit for the oversight of government'. 「べきである」「過激な」「適法な」「受け入れられ得る」といった、著者の主観が随所に見られる。
- 71) 同様の言及は他にもある。'There was also an understanding, widely held amongst the bishops of medieval Europe, that rebellions and civil war were so dangerous and damaging to Church and kingdom that they should be avoided where at all possible'. Ibid., p.142.
- 72) Ibid., p.143. 'They warned the king to mind his ways or face excommunication but, importantly, they stressed that they were not supporting armed rebellion and were loyal to the king.'
- 73) Ibid., p.143.
- 74) Ibid., p.139.
- 75) Ibid., p.140.
- 76) Ibid., p.144.
- 77) Ambler, *Bishops in the Political Community*, pp.160-168.
- 78) Ambler, 'Monfortian Bishops', pp. 150-51.
- 79) Ibid., p.151.
- 80) Ibid., p.142.
- 81) Clanchy, M., 'The Franchise of return of Writs', *TRHS*, ser.5, 17, 1967, pp.59-79 ; Do., 'Did Henry III have a policy?', *History*, 53, 1968, pp.203-16.
- 82) Weiler, B., *Henry III of England and the Staufan Empire, 1216-1272*, Woodbridge, 2006, pp.146-97. ティリは次のように紹介している。'Weiler has also re-examined the context of Henry III's Sicilian policy within the Plantagents' broader strategy.' 筆者の視野と共通する。ヴァイラーのその他の著作を挙げておく。Weiler, 'Image and Reality in Richard of Cornwall's German Career', *EHR*, 113, 1998, pp.1111-42; Do., Henry III and the Sicilian Business: A reinterpretation', *Historical Research*, 74, 2001, pp.127-50; Do., Matthew Paris, Richard of Cornwall's Candidacy for the German Throne, and the Sicilian Business', *Journal of Medieval History*, 26, 2000, pp.71-92.

- 83) 拙稿「リチャード・オヴ・コーンウォールのドイツ王位」朝治啓三・渡辺節夫・加藤玄編『〈帝国〉で読み解く中世ヨーロッパ』ミネルヴァ書房, 2017年, 276-293頁。Keizo Asaji, 'Plantagenet Gascony as seen through the Chronicles of Matthew Paris', K. Kondo ed., *History in British History, proceedings of the Seventh Anglo-Japanese Conference of Historians*, Trinity Hall, Cambridge, 2012, Tokyo, 2015, pp.3-23. 拙稿「王子エドワードの対ボルドー政策, 一二五四～六一年」服部良久編『コミュニケーションから読む中近世ヨーロッパ史』ミネルヴァ書房, 2015年, 155-175頁。拙稿「中世英仏関係に見る境界都市ボルドー」田中きく代, 中井義明, 朝治啓三, 高橋秀寿編『境界域から見る西洋世界』ミネルヴァ書房, 2012年, 175-200頁。拙稿「ヘンリ3世とフリードリヒ2世時代の英独関係」『西洋史研究』新輯第43号, 2104年, 225-237頁。